

建築士事務所の所在地変更

建築士事務所の開設者は、事務所所在地の変更があった場合、2週間以内に変更届を提出してください。(建築士法第23条の5)

変更が生じてから2週間以上経過している場合は、**理由書**が必要です。

■申請に必要な書類 <正本1部提出>

※変更登録済みの通知書は発行されません。受付印が必要な方は副本をご用意ください。

①建築士事務所登録事項変更届(愛指定様式2)

他都道府県からの移転および他都道府県への移転は変更ではありません。

廃業および新規登録手続きが必要です。

②添付書類

●法人の場合

- ・役員名簿
- ・商業登記簿謄本(原本)のうち『履歴事項証明書』委任状(代理申請の場合)<社員の場合は不要>

建築士住所等の届出は

直接建築士会へ【令和3年4月より】

ご提出いただくようになりました。

■提出先・問い合わせ先

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

(協会へのアクセスはホームページを参照ください)

Tel 089-945-5200 Fax 089-945-5318

なお、申請書類は窓口持参又は**受取確認のできる簡易書留等**でご提出ください。